

◎新潟県告示第1349号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成22年9月7日新潟県告示第1218号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
豊実地区	東蒲原郡阿賀町豊実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十島－3地区	東蒲原郡阿賀町五十島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深戸地区	東蒲原郡阿賀町鹿瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下綱木－3地区	東蒲原郡阿賀町綱木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十島－2地区	東蒲原郡阿賀町五十島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて縦覧に供する。）